

(公印省略)

高瀬小学校保護者様

日教委学第4256号
令和8年1月20日

日田市教育委員会
教育長 江嶋 久典
日田市立高瀬小学校
校長 山口 健

児童生徒による暴力行為等の防止及びSNSの適切な利用について（お願い）

平素より、本市の学校教育活動へのご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、報道等でも報じられておりますとおり、現在、SNS上において複数の学校の児童生徒による暴力行為等の動画が拡散されるという、極めて深刻な事態が発生しております。これを受け国や県において緊急の会議が開催され、日田市においても昨日緊急校長会を開催し、対応の徹底を確認いたしました。

今後、学校では、児童生徒に対し下記のとおり指導を行ってまいります。

保護者の皆様におかれましても、本趣旨をご理解いただき、ご家庭での見守りとご指導に格段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 学校における指導と対応について

○暴力・いじめの禁止

暴力行為やいじめは、いかなる理由があっても決して許されるものではないという姿勢を改めて示し、厳正な指導を行います。

○法的責任の周知

暴力行為等は傷害罪等の犯罪行為に該当し得ること、必要に応じて警察等の関係機関と連携した対応を行う方針であることを伝えます。

○相談体制の強化

1月中に「見過ごされている暴力・いじめがないかを問うアンケート」を実施し、早期発見に努めます。また、担任に限らず、どの教職員にも相談できる体制を整えます。

2. SNS 等の利用に関する指導について

○投稿・拡散のリスク

SNS への動画・画像の安易な投稿や拡散、個人情報の書き込みは行わないよう指導します。一度投稿された内容は完全に消去することが困難（デジタルタトゥー）であり、誹謗中傷などの人権侵害や名誉棄損による訴訟問題に発展する可能性があることを周知します。

○責任の重さ

投稿や拡散には本人だけでなく、保護者にも大きな責任が伴い、家族の人生を大きく狂わせてしまう可能性があることを伝えます。

3. 保護者の皆様へのお願い

お子様の SNS の利用状況やスマートフォンの使い方について、今一度ご家庭で話し合い、適切な管理・見守りをお願いいたします。

お子様の様子に変化や不安な点がある場合、または SNS 上での不適切な投稿等を見聞きした場合は、速やかに学校へご相談ください。

なお、学校以外で子どもや保護者が相談できる窓口について、別紙「青少年の問題に関わる相談機関」を添付していますので、必要に応じてご利用ください。

◆お問い合わせ先◆

日田市教育庁学校教育課 電話（直通） 22-8326

日田市立高瀬小学校 電話 23-6241